平成２２年（フ）第９５７号
神奈川県厚木市王子１丁目６番11号　メゾン・ド・ベル103
債務者　斉藤　未奈
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９７２号
神奈川県厚木市水引１丁目３番５―701号
債務者　林　美貴子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９７４号
神奈川県厚木市水引１丁目３番５―701号
債務者　林　　正範
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０２号
新潟県上越市板倉区菰立2222番地
債務者　大谷　英一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２５号
新潟県上越市大字岩木572番地４
債務者　池田ひろみ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３６６８号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘16棟209号
債務者　安江　泰樹
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０７号
長崎県諫早市森山町下井牟田532番地第３
債務者　荒木　健一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
長崎県大村市竹松本町731番地17、前住所長崎県大村市植松３丁目837番地　平田アパートＡ202
債務者　久保田吉龍
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
長崎県大村市竹松本町731番地17
債務者　久保田裕子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
長崎県諫早市幸町７番43号　メゾンＳ203号、前住所長崎県大村市久原２丁目1224番地
債務者　阿部　幸恵
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
長崎県大村市富の原２丁目479番地１　Ｄ棟、前住所長崎県大村市今富町1160番地８
債務者　山田　　弘
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
沖縄県豊見城市字我那覇157番地２
債務者　平良　貞子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５５８号
沖縄県那覇市字国場1139番地８
債務者　平良　吉清
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８０号
北海道様似郡様似町大通３丁目11番地の２
債務者　佐々木和美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目24―３、住民票上の住所北海道浦河郡浦河町堺町東５丁目480番地の18
債務者　岡田　　彩
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
北海道新冠郡新冠町字北星町５番地の10　パークハイツＡ―201号
債務者　赤坂　智典
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
北海道新冠郡新冠町字高江205番地の３
債務者　伊藤　喬子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町４丁目２番23号　中村ハイツ２―２
債務者　有賀　美来
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係